

第 4 号

令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和7年度 ～令和8年度	千円 292,214
	年次別内訳	
	令和7年度 令和8年度	232,880 59,334

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木 村 敬